

# 生活援助従事者 研修の受講費用 を助成します！



生活援助中心型サービス(ヘルパー)の仕事に興味がある方に対し、認知症や障害、介護についての基礎知識を学ぶ“生活援助従事者研修”にかかる受講費用のうち**1人4万円以内**を助成するものです。

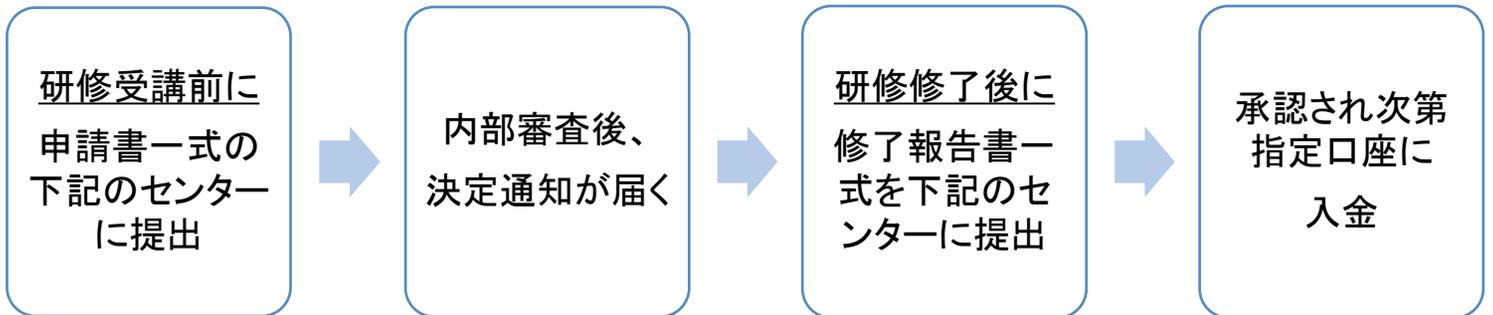
## 1 申請対象者 ※次の条件を全て満たす方

- (1)高知県福祉人材センター・バンクに求職者登録をしている。
- (2)令和4年度の『生活援助従事者研修』を受講し修了している。  
※申請自体は、研修受講前になります。
- (3)本研修の受講料に対しその他支援や助成を受けていない。



## 2 申請から受給までの流れ

☆研修の事前申請、後日入金になります。



※申請は先着順とし予算範囲内で助成します。

問  
合  
先

高知県福祉人材センター  
(高知県社会福祉協議会内)  
〒780-8567  
高知市朝倉戊365-1  
ふくし交流プラザ1F  
TEL 088-844-3511  
FAX 088-844-9443  
E-mail  
jinzai@pippikochi.or.jp

安芸福祉人材バンク  
(安芸市社会福祉協議会内)  
〒784-0007  
安芸市寿町2-8  
安芸市社会福祉センター内  
TEL 0887-34-3540  
FAX 0887-35-8549  
E-mail  
bank@aki-wel.or.jp

幡多福祉人材バンク  
(四万十市社会福祉協議会内)  
〒787-0012  
四万十市右山五月町8-3  
四万十市社会福祉センター内  
TEL 0880-35-5514  
FAX 0880-35-5241  
E-mail  
hata-jinzai@aria.ocn.ne.jp

申請書は裏面へ

住所  
氏名  
(連絡先電話番号: - - ) 印

## 令和4年度生活援助従事者研修受講費用助成金支給申請書

私は、令和4年度に開講される高知県内の指定事業者が実施する生活援助従事者研修の受講を予定しています。つきましては、下記のとおり受講費用助成金の支給について申請します。

## ○生活援助従事者研修（受講予定）の詳細

指定事業者名 (研修開催者名)	
受講予定日程	初日:令和 年 月 日 ~ 最終日:令和 年 月 日
受講料 ※教材費等含む	円 (受講料 円、テキスト代 円、その他 円)

## ○添付資料

- ア 運転免許証又は住民票等の写し(本人確認ができる資料等)  
イ 生活援助従事者研修受講料の金額が分かる客観的な資料(受講料が明記された指定事業者のパンフレット、チラシ等)

○高知県福祉人材センター・バンクへの求職者登録がまだの方は下記の項目も併せてご記入ください。  
なお、登録されると無料で高知県内事業所の求人情報や専門員のマッチング支援が受けられます。

氏名		年齢	歳	性別	男・女
生年月日	西暦 年 月 日	電話番号			
住所	〒				
在籍区分	1. 在職 : 福祉分野( ) ・ その他分野		2. 無職		
所有資格	あり( ) ・ なし				

【事業所名】社会福祉法人高知県社会福祉協議会 福祉人材無料職業紹介所(高知県福祉人材センター)

【許可番号】39-ム-010003 【職業紹介責任者】小川 英治

## ①取扱職種の範囲等

取扱職種:福祉関係事業を行う事業所の事業に従事する職業  
(社会福祉分野の国家資格を持つ専門職の場合は、上記以外の事業所を含む)※詳細は取り決めがありますので、お問い合わせください。

・取扱地域 求人:高知県 求職:国内

②求人施設・事業所情報(職業紹介に係るものに限る。)の取扱に関する事項 ・取扱者:高知県福祉人材センターの職員

## ③個人情報の取扱に関する事項

・使用目的:求人情報の送付、各種連絡・案内、紹介斡旋時に事業所へ通知する場合

・取扱者:高知県福祉人材センターの職員(個人情報取扱責任者:職業紹介責任者)

・情報の開示・訂正について

取扱者は、求職登録者個人の情報に関して、当該情報に係る求職登録者本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正(削除を含む。)の請求があり、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行います。

※情報の開示は、当センターの窓口に来所された場合に限り、口頭により行います。

※登録した内容に変更がある場合は、3ヵ月ごとの登録更新時に「求職登録更新・抹消申込書」で連絡されるか、当センターに来所のうえ手続きされることにより訂正します。

※情報の開示・訂正の請求には、公的な証明書類による本人確認が必要になります。(所定様式の提出により訂正する場合を除く。)

※電話での開示・訂正は、本人確認が困難なため対応できませんので、ご注意ください。

## ④苦情の処理に関する事項

苦情解決担当者:高知県福祉人材センター所長(小川 英治) (ただし、個人情報の取り扱いに係る苦情処理は、職業紹介責任者が担当します。)